（令和7年4月）

高齢者及び障害者の雇用支援に関するご案内

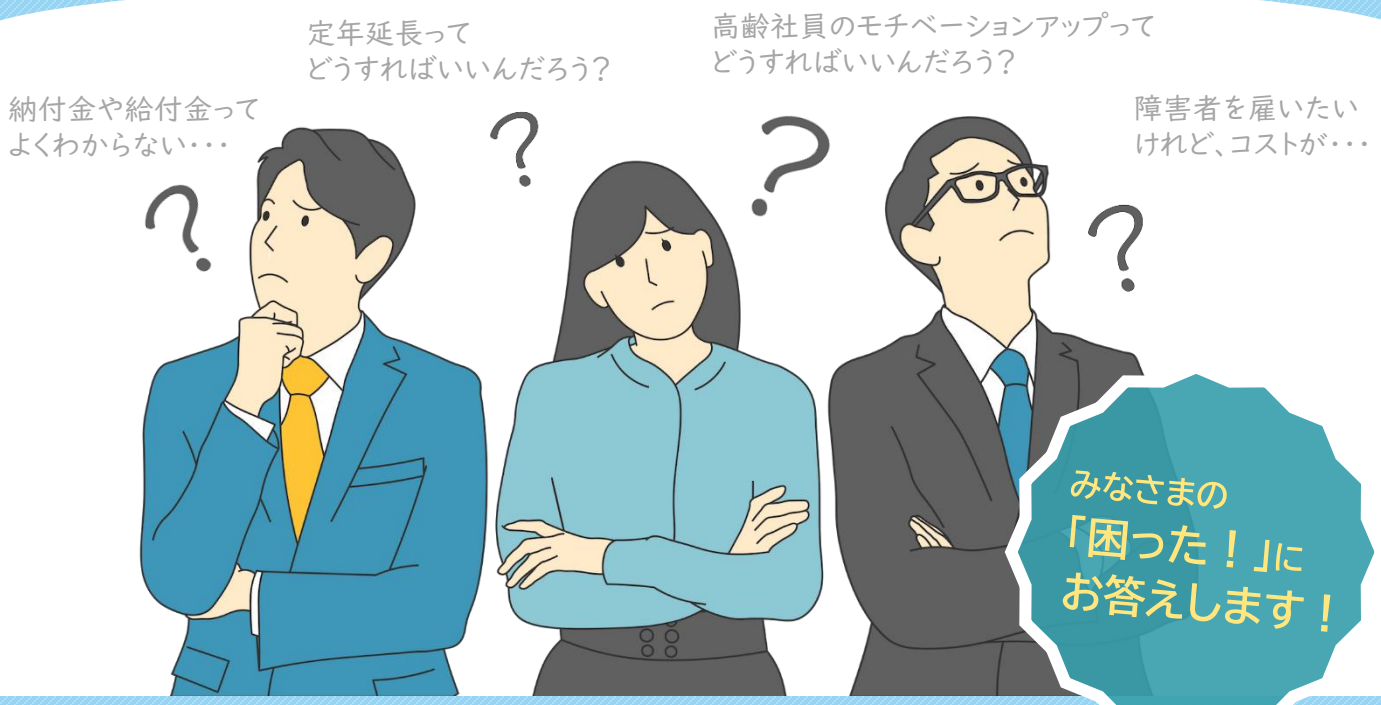

ご相談方法

こんなお悩みありませんか？

高齢社会というけれど、定年延長をするために、
どんなことをすればいいのかわからない・・・。
障害者の雇い入れも進めたいけれど、コストが・・・。
国の制度で補助を受けられるというけれど
「助成金」「給付金」のイメージが湧きづらい・・・。

JEED 福岡支部 高齢・障害者業務課へご相談ください！

JEED（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構）は、厚生労働省所管の組織として、高年齢者雇用及び障害者雇用に係る事業主への様々な支援を行っています。

また、法律に基づき、条件に該当する事業主の義務となる納付金の申告や調整金等の申請に係る受付業務等を実施しています。

ご相談される場合は、各都道府県支部の窓口までご連絡ください。

高年齢者雇用に関する事業主支援

高年齢者雇用に関する相談・援助

相談・援助の実施

企業等からの要請等に基づき、70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー(※)が企業を訪問し、次の業務を行います。

- 人事管理制度の整備、賃金・退職金制度の整備、職場改善、職域開発などについて、専門的・技術的な相談・助言を行います(無料)。
- 70歳までの就業機会確保等に向けた高齢者戦力化のための定年引上げや継続雇用延長等の制度改定に関する具体的な提案を行います(無料)。
- 相談・助言によって明らかになった課題解決を図るため、解決策を提案し企画立案等のサービスを行います(有料)。
- 企業診断システムを利用し、高齢者を活用する上での課題を「見える化」し、課題解決策をアドバイスします(無料)。
- 制度改定のマニュアルや他社の取組みにおける好事例を提供します(無料)。

(※)70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは、JEEDが委嘱し、全国に配置している高年齢者雇用問題に精通した専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタントなど)です。

詳しくはコチラから

地域ワークショップの開催

毎年10月～11月に、「生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ」を開催しています。主な内容は70歳までの就業機会の確保に向け高年齢者雇用に取り組む先進的企業事例に関わる講演などです。

詳しくはコチラから

高年齢者等の雇用安定のための給付金

高年齢者等の雇用安定のための給付金は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入、高年齢者の雇用管理制度の整備、50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して支給します。

高齢・障害者業務課では、給付金の申請窓口として、制度のご紹介やご相談などの業務及び申請書の受付、点検などの業務を行っています。

≪給付金一覧≫

65歳超雇用推進助成金

- 65歳超継続雇用促進コース(定年廃止や定年・継続雇用年齢を引き上げた事業主)
- 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース(賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度を整備する事業主)
- 高年齢者無期雇用転換コース(有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する事業主)

詳しくはコチラから

事業主

- 定年引上げ
- 無期転換
- 定年廃止
- 継続雇用制度導入

→ 申請

JEED 福岡支部 高齢・障害者業務課

申請書の受付・点検

障害者雇用に関する納付金、助成金、事業主支援

障害者雇用納付金等の申告申請受付

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等を必要とされることが多く、経済的負担を伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とでは、経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において設けられた制度です。

常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主は障害者雇用納付金の申告が必要です。そのうち、法定雇用率（2.5%）未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金の納付が必要です。一方、法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には障害者雇用調整金を申請に基づき支給します。

そのほか、支給要件を満たしている事業主の申請に基づき、支給金を支給します。

高齢・障害者業務課では、障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金等の申告申請に係る受付業務等を行っています。

≪支給金一覧≫

- 障害者雇用調整金（常用雇用労働者の総数が100人超で法定雇用率を超えている事業主）
- 報奨金（常用雇用労働者の総数が100人以下で障害者を一定数を超えて雇用している事業主）
- 在宅就業障害者特例調整金・同報奨金 （在宅就業障害者に仕事を発注した事業主）

詳しくはコチラから

常用雇用労働者数が100人を超える事業主が対象

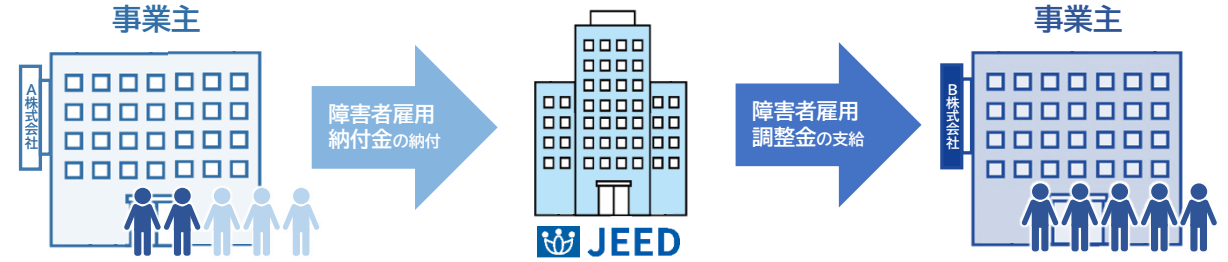

障害者雇用納付金関係助成金の申請受付

障害者雇用納付金関係助成金は、障害者雇用納付金を財源とし、事業主等が雇用する障害者個々の障害特性から生じる就業上の課題を解決するため、JEEDの予算の範囲内で支給するものです。事業主等が施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用継続が困難であると認められる場合に、その費用の一部を助成します。

高齢・障害者業務課では、事業主等からの相談対応や申請書の受付などを行っています。

≪助成金一覧≫

- ●障害者作業施設設置等助成金
- ●障害者介助等助成金
- ●重度障害者等通勤対策助成金
- ●障害者能力開発助成金
- ●障害者福祉施設設置等助成金
- ●職場適応援助者助成金
- ●重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ●障害者雇用相談援助助成金

詳しくはコチラから

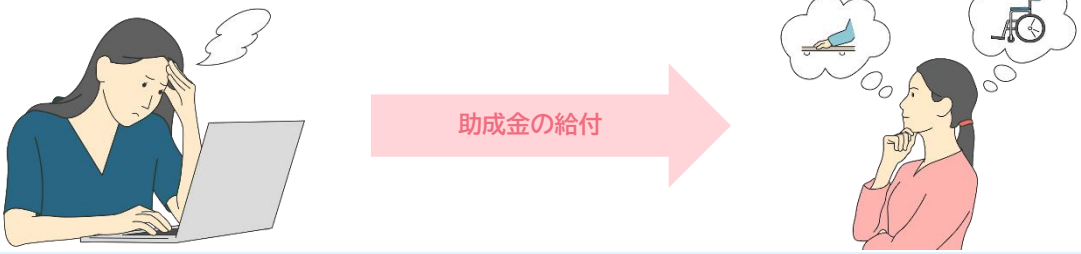

障害者雇用に関する事業主支援

地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催

障害者が日ごろ職場などでつちかった技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者の職業技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、地方アビリンピック（障害者技能競技大会）を開催しています。

アビリンピック
マスコットキャラクター
アビリス

第44回全国アビリンピックの様子

障害者雇用事例及び各種資料の提供

障害者の雇入れに当たっての工夫・改善策や、障害者が職場で能力を発揮して活躍するためのノウハウを取りまとめた実践的なマニュアルや好事例集などを提供するほか、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる事業所及び合理的配慮の提供に関する事例のインターネット検索サービス（障害者雇用事例リファレンスサービス）や就労支援機器などについて情報提供しています。また、より専門的な支援を必要とする場合には、地域障害者職業センターをはじめとした適切な支援機関を紹介しています。

職場改善好事例集

障害者雇用啓発誌
「働く広場」

障害者職業生活相談員資格認定講習

5人以上の障害者を雇用する事業所においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられており、その資格を認定する講習を実施しています。

障害者雇用優良事業所等の表彰

障害者を積極的に雇用している事業所、障害者の雇用促進と職業の安定に貢献した団体または個人、及び模範的職業人として長期に勤続している障害者について、その努力と功績を称え、表彰を行っています。

障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト入賞作品（厚生労働大臣賞）

絵画コンテスト
働くすがた～今そして未来～

写真コンテスト
職場で輝く障害者～今その瞬間～

＊厚生労働大臣賞受賞作品は、障害者雇用支援月間（毎年9月）のポスター原画となります

募集期間
令和7年3月1日（土）～6月16日（月）

※当日消印有効

募集の詳細は
コチラから

絵画・写真コンテスト
シンボルキャラクター
「ピクチャノサウルス」

絵画コンテスト　小学生の部
「すいぞくかんのインストラクター」

絵画コンテスト　中学生の部
「一生けんめい荷物を運ぶドライバー」

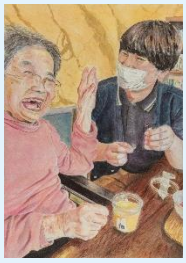

絵画コンテスト　高校生・一般の部
「おやつの時間」

写真コンテスト
「鉄資源再生」

JEED 福岡支部
らしく、はたらく、ともに

〒810-0042　福岡市中央区赤坂1-10-17
しんくみ赤坂ビル6階

092-718-1310

※JEEDは（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の略称です

窓口ご利用時間

9:00～17:15
（土日祝日を除く）

アクセス

■公共交通機関でお越しの方
・福岡市地下鉄空港線　赤坂駅から徒歩1分
・西鉄バス　赤坂門から徒歩3分
（無料の駐車場はありません）

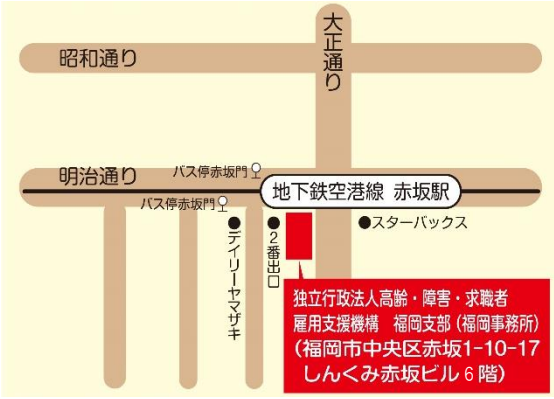

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS